

## 平成 2 1 年第 6 回美郷町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 1 年 6 月 1 1 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

#### 議案上程 (説明)

- 第 1 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 3 号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 4 議案第 4 8 号 字の区域の変更について
- 第 5 議案第 4 9 号 美郷町監査委員条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 0 号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 1 号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 2 号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号
- 第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	武藤 威 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
総務課長兼 総合サービス課長	小原 正彦 君	企画財政課長	高橋 薫 君
税 務 課 長	小原 隆昇 君	会計管理者 兼出納室長	坂本 昇一 君
住民生活課長	高橋 潔 君	福祉保健課長	右谷 康一 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光交流課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	農業委員会会長	渡邊 調 君
農業委員会 事務局 会長	小野寺 光廣 君	教育委員長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	辻 一志 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	草薙 正子 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 克太郎	庶務班 長	鈴木 邦子
主 査	佐々木 直樹	兼 議事班 長	

---

開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

報告第1号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（高橋 薫君） 報告第1号について、ご説明いたします。

平成20年度繰越明許費について、繰越計算書を調製したので、報告するものでございます。

3ページをごらんください。

2款1項総務管理費のISO管理事業費ですが、これはハイブリッドの公用車購入費であり、1,076万円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越特定財源については、国庫支出金である地域活性化緊急安心実現総合対策交付金であります。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費ですが、昨年度の国の二次補正予算に係る事業で、平成21年度事業の前倒しを基本とした事業であります。繰越額は2億182万6,000円を繰り越したものでございます。

繰越特定財源については、国庫支出金である地域活性化・生活対策臨時交付金であります。

次に、定額給付金事業費ですが、6,390万2,413円を繰り越したものです。20年度において支給を完了した世帯は5,528世帯で、全体の80.8%に当たります。繰越財源については、いずれも定額給付金事業費の補助金であります。

3款1項社会福祉費の後期高齢者医療事業費ですが、医療費制度の改正に伴う電算システム改修費として205万円を繰り越したもので、財源については高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。

3款2項児童福祉費の子育て応援特別手当交付金事業費ですが、170万5,043円を繰り越したもので、対象者のうち209名については給付を完了しており、40名について繰り越したものでございます。繰越財源は、いずれも子育て応援特別手当交付金であります。

7款2項商工振興費の地販地消推進事業費ですが、美郷町商品券事業振興会への補助金として50万円を繰り越したものでございます。

以上です。

議長（伊藤福章君） これで、報告第1号の説明が終わりました。

---

#### 報告第2号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第2、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 報告第2号について、ご説明いたします。

3月31日付で専決処分いたしました、下水道事業特別会計補正予算第5号の繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製したので、報告するものでございます。

7ページをお願いいたします。

1款3項の流域下水道建設事業費負担金について、91万円を翌年度に繰り越したものでございますが、これは汚水流入量の増加に対応するための水環境工事水処理施設電気等汚泥タンク貯蔵施設建設工事の工事延長に伴うものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、報告第2号の説明が終わりました。

---

#### 報告第3号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第3、報告3号 継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。  
報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（高橋 薫君） 報告第3号についてご説明いたします。

平成20年度継続費について、繰越計算書を調製したので報告するものです。

11ページをごらんください。

8款4款都市計画費防災行政無線整備事業で、平成20年度から平成24年度までの継続事業ですが、平成20年度予算現額5,949万3,000円のうち、平成20年度の支出済額5,922万7,000円で、残額の26万6,000円を翌年度に定時繰り越しするものです。

10款3項中学校費六郷中学校校舎大規模改造事業で、平成19年度から平成21年度までの継続事業ですが、平成20年度予算現額6,633万3,663円のうち、平成20年度支出済額6,633万2,337円で、残額の1,326円を翌年度に繰り越しするものでございます。

以上です。

議長（伊藤福章君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

---

#### 議案第48号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第4、議案48号 字の区域の変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長兼総合サービス課長。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 議案第48号についてご説明いたします。

県営経営体育成基盤整備事業六郷整備地区が施行されたことに伴い、整備後の区画にあわせて字界の変更が生じたので、自治法260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

変更となる区域は、次のページ、14ページ、15ページに記載されてございます。

なお、位置図と変更の全体図につきましては、議案資料集1ページ、2ページに記載してございますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

---

議案第49号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第49号 美郷町監査委員条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長兼総合サービス課長。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 議案第49号についてご説明申し上げます。

昨年度より地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、条例の改正と条例の整合性を期するために、条例の所要の改正を行うものでございます。

議案資料集の3ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、これまでの規定に地方自治法200条第2項の規定を追加するものでございます。こちらは、自治法200条第2項には、市町村の監査委員に事務局を設けることができる旨の規定がございます。この監査委員条例3条において、町では事務局を設置する規定を設けてございますので、その整合性を図るためにこの規定を追加するものでございます。

次に、第9条でございますが、こちらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第33条第1項もしくは第22条第1項の追加をするものでございます。

この健全化法の第3条第1項は、「町長は決算の提出の受けた後、速やかに実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいわゆる健全化判断比率について、監査委員の審査に付し議会へ報告、それから公表する旨を規定したものでございます。

第22条第1項につきましては、公営企業資金不足比率を追加するものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

---

議案第50号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第50号、美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長兼総合サービス課長。

総務課長兼総合サービス課長(小原正彦君) 議案第50号についてご説明申し上げます。

人事行政の運営等の状況の公表の方法を変更するために条例の規定を改正したく、提案するものでございます。

議案資料集4ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第4条の改正は、これまで第2条の規定により、各任命権者より人事行政の運営の状況の報告を受け、それを取りまとめ、7月までその概要を公表することとなっておりましたが、これに秋田県人事委員会からの公平委員会の事務の委託に係る状況もあわせて公表する必要があり、これを条文に追加するものでございます。それによりまして、公表の時期を7月末から9月末までに変更する必要が生じたものでございます。

これは、県の人事委員会の状況報告が7月末であることから、県及び他市町村と同様に9月末までの公表とするものでございます。

第5条につきましては、これまでの公表の方法を公告式条例、美郷町公告式条例を準用するとともに、第6条においてこれまで同様広報に掲載し、広く周知を図るとしたものでございます。

以上でございます。

議長(伊藤福章君) これで、議案第50号の説明が終わりました。

---

#### 議案第51号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第7、議案第51号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長(小原隆昇君) 議案第51号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課総額にあわせ、税率を改正いたしたく提案するものでございます。

議案本文ではわかりづらい点がございますので、議案資料集5ページから始まります新旧対照表でご説明を申し上げます。

表の右欄が改正前、左欄が改正後でございます。

第5条から第7条の2につきましては、医療分に係る税率を定めたものでありまして、第5条につきましては、所得割額の税率を100分の5.3を100分の6.2とするものです。

第6条は、資産割額の税率を100分の22.2を100分の26.3とするものです。

第7条は、被保険者均等割額について、被保険者1人についての額を1万7,600円を2万900円とするものです。

次のページとなりますが、第7条の2は世帯別平等割額について1世帯当たりの額を1万7,000円を2万円とするものです。同一世帯にいる、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者が1人になる世帯である特定世帯につきましては8,500円を1万円とするものです。

第8条から第9条の3につきましては、後期高齢者支援金に係る税率を定めたもので、第8条は所得割額の税率を100分の1.9を100分の2.2、第9条につきましては、資産割額の税率を100分の9を100分の10.7へ、第9条の2につきましては、被保険者均等割額を1人について6,000円を7,500円に、次のページにまいりまして、第9条の3につきましては、世帯別平等割額を5,700円を6,900円に、特定世帯につきましては2,850円を3,450円に、それぞれ改めるものです。

第10条及び第11条につきましては、介護納付金に係る税率を定めたもので、第10条では所得割額の税率を100分の1.2を100分の1.4へ、第11条では資産割額の税率を100分の8を100分の8.2へ改めるものです。

第25条は、税の減額について定めたものでございます。

8ページの第1号では医療分、後期高齢者支援金分、それぞれの被保険者均等割額、世帯別平等割額について7割軽減する額を定めるものでございます。同号中、アでは医療分に係る被保険者均等割から減額する額を被保険者1人について1万2,320円を1万4,630円に、イでは世帯別平等割額から減額する額を1万1,900円を1万4,000円に、特定世帯では5,950円を7,000円に改めるものです。同じくウでは、後期高齢者支援金分に係る被保険者均等割額から減額する額を被保険者1人について4,200円を5,250円に、エでは世帯別平等割額から減額する額を3,990円を4,830円に、特定世帯では1,995円を2,415円に改めるものです。

第2号では同じく医療分、後期高齢者支援金分について、5割軽減する額を改正するものです。



次のページへまいりまして、同号中アでは医療分に係る被保険者均等割額から減額する額を、被保険者1人について8,800円を1万450円に、イでは世帯別平等割額から減額する額を8,500円を1万円に、特定世帯では4,250円を5,000円に改めるものです。同じくウでは、後期高齢者支援金分に係る被保険者均等割額から減額する額を被保険者1人について3,000円を3,750円に、エでは世帯別平等割額から減額する額を2,850円を3,450円に、特定世帯では1,425円を1,725円に改めるものです。

第3号では、同じく医療分、後期高齢者支援金分について2割軽減する額を改正するものです。次のページへまいりまして、同号中アでは医療分に係る被保険者均等割額から減額する額を被保険者1人について3,250円を4,180円に、イでは世帯別平等割額から減額する額を3,400円を4,000円に、特定世帯では1,700円を2,000円に改めるものです。同じくウでは、後期高齢者支援金分に係る被保険者均等割額から減額する額を被保険者1人について1,200円を1,500円に、エでは世帯別平等割額から減額する額を1,140円を1,380円に、特定世帯では570円を690円に改めるものです。

議案に戻っていただきまして、23ページでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしてございます。

また、適用区分でございますが、改正後の国民健康保険税条例の規定は平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしておりまして、平成20年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしております。

以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第51号の説明が終わりました。

---

#### 議案52号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第52号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（右谷康一君） 議案第52号について、ご説明いたします。

今回の一部改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、美郷町国民健康保険条例の規定を改正いたしたく提案するもので、これは緊急の少子化対策として平成21年10月から23年3月までの

暫定措置として実施されるものでございます。

議案資料の11ページをごらんになっていただきたいと思います。

附則に次の1項を加えるもので、「平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の額の特例。」「被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第4条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とするということでございます。

この条例は平成21年10月1日からの施行となります。

以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第52号の説明が終わりました。

---

#### 議案第53号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第53号 美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

企画財政課長（高橋 薫君） 議案第53号 平成21年一般会計補正予算第4号についてご説明します。

今回の、補正内容におきまして、5月29日に成立いたしました国の補正予算に係る地域活性化経済危機対策に該当すると思われる事業も計上してございます。今後、国に実施計画を提出することになっており、該当した場合には財源の組み替えもあることをご了解方お願いいたします。

それでは、34ページをお願いします。

歳入であります。9款1項1目1節地方交付税の普通交付税です。平成21年度普通交付税推計額を50億2,000万円程度と見込んでおりまして、今回8,497万4,000円を補正するものでございます。

幼児教育課長（草薙正子君） 13款1項1目保育所運営費負担金ですが、広域入所児童の増加による負担金の増であります。

農政課長（照井智則君） 同じく3目2節林業費補助金ですが、国の経済対策として、ことし追

加実施する町有林の間伐事業6.14ヘクタールに対する国の交付金で、1ヘクタール当たり25万円の定額で計上してございます。以上です。

学務課長（辻 一志君） 同じく6目教育費国庫補助金でございますが、こちらは例年実施しております親子向け映画上映会でございますが、本年度は子どもの映画鑑賞普及事業として採択されたものによるものでございます。これによりまして、35ページ、一番下の雑入でございますが、視聴覚事業入場料は無料となるため、5万円の減額でございます。以上です。

企画財政課長（高橋 薫君） 7目3節企画費補助金の電波遮へい対策事業費等補助金ですが、七滝地区テレビ共同受信施設整備に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

幼児教育課長（草薙正子君） 14款1項1目保育所運営費負担金ですが、これも広域入所児童増加による負担金の増です。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 2項1目総務費県補助金でございますが、消費者安全法に基づきまして、県に消費者行政活性化のための基金を増設し、その基金から町へ補助金が交付されるものでございます。

農政課長課長（照井智則君） 同じく2節農業振興費補助金は、夢プラン応援事業の就農支援施設導入事業として、新たにパイプハウスの導入に対する県の補助金で、補助率2分の1で計上してございます。以上です。

学務課長（辻 一志君） 6目2節のスポーツエキスパート活用事業補助金ですが、中学校などの運動部に対し、学校外部から地域のスポーツ指導者を派遣する県の事業で、バスケットボールの指導者が不在となっていた千畑中学校でこの事業を活用しております。事業の補助率は3分の1でございます。6月までの事業となっておりまして、この後7月からは国からの事業実施決定を待って、全額県が負担する事業に移行することになっております。

企画財政課長（高橋 薫君） 3項1目4節統計調査費委託金の、経済センサス調査委託金ですが、県より内示がありまして調整するものでございます。

学務課長（辻 一志君） 次の教育費委託金ですが、昨年に続き千屋小学校と東京都港区の御田小学校の交流事業が、県が行う事業のモデル事業となりましたので、県からの事業委託金を補正するものでございます。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 15款2項1目1説明の立木売払い収入ですけれども、平成20年度事業で実施した土崎地区の町有林の間伐材が売り払いが決定したことによる代金170万円と13款2項3目2節の美しい森林づくり基盤整備交付金事業で、今年度実施する間伐材の

売払収入463万円を補正するものでございます。

次に、19款5項5目1節雑入でございますが、一つ目の宝くじコミュニティ事業助成金は、自治宝くじ等の収益によるコミュニティ事業の助成金でございます。

次に、造林地保育事業補助でございますが、こちら13款2項3目2節の美しい森林づくり基盤整備事業による補助金でございます。

それから、保険料受入でございますが、こちらは4月10日六郷庁舎近隣民家で発生した火災による保険金でございます。

なお、被害額は625万6,000円となっておりますが、一部火災保険の対象外がございましたので、それら差し引いた549万1,000円となっております。以上でございます。

次に、36ページ、歳出をござらんになっていただきたいと思ひます。

2款1項1目一般管理費でございますが、9節の普通旅費、それから19節の負担金補助及び交付金のうち、職員研修費等負担金、こちらは簡易水道事業の技術管理者資格取得講習と職員研修のための費用を計上してございます。11節印刷製本費は公共施設再編のパンフレットを作成して住民の方々にお知らせするパンフレットの印刷代金と、宝くじのシールの印刷代でございます。18節備品購入費でございますが、こちらは宝くじコミュニティ助成事業として、伝統行事等使用するちょうちん、バルーン型の投光機、これらを購入する経費でございます。19節の秋田県町村会負担金は、平成21年度負担金の確定によるものでございます。

5目財産管理費でございますが、11節需用の修繕費は、こちらは4月10日に六郷庁舎の近隣民家で発生した火災の修繕でございます。それから、15節の六郷庁舎西側駐車場街灯設置工事、次の窓ガラス交換工事、それから次の外壁塗装工事、こちら4月10日の火災による被害のための工事でございます。13節の町有林保育事業委託料につきましては、先ほど歳入で説明しました美しい森林づくり交付金の事業として実施する町有林の間伐事業による経費でございます。今年度は、仏沢地区6.14地区ヘクタールを実施する予定でございます。次の耐震診断委託料は、公共施設再編に伴う既存の施設の活用のための耐震診断のための経費でございます。六郷庁舎、仙南庁舎、仙南保健センター等々を予定してございます。それから、15節の下の二つ、六郷庁舎エアコンガスメーター、それから六郷庁舎の高圧気中開閉器取り替え工事、こちらは検査等々により指摘を受け、交換をするものでございます。18節の備品購入費につきましても、4月10日の火災によるベンチの購入代金でございます。以上でございます。

企画財政課長（高橋 薫君） 6目企画費、11節ですが、総合計画の後期基本計画が来年度より

スタートするので、計画策定のために町民アンケートを実施したく、その印刷経費であります。

7目電子計算費の19節ですが、七滝地区テレビ共同受信施設組合への補助金の増額です。当初予算では、町補助金分を予算措置しており、今回国補助金の内示があり、相当分を補正するものでございます。

学務課長（辻 一志君） 11目19節の児童派遣費等補助金でございますが、歳入で説明いたしましたとおり@千屋小学校と東京の御田小学校との交流事業に対する補助金でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 14目消費者行政費でございますが、県からの補助金を受けまして、消費者の安全・安心を確保するため、被害防止パンフレットの作成と消費相談案内看板を設置する経費でございます。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 15目公共施設再編事業費でございますが、こちらは公共施設再編に伴う平成21、22年度実施予定の工事の設計費を計上するものでございます。施設改修増築工事設計業務委託料につきましては、千畑庁舎、それから出張所、学友館、仙南公民館等々の出張所、それからふれあいセンター、清水苑、学友館の図書館分等々を予定してございます。

解体工事につきましては、千畑公民館、六郷プール、六郷公民館、外溝工事につきましては、六郷中央公園、それから清水苑の駐車場等々を予定してございます。以上でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、現在、使用している戸籍電算システムは、平成15年度に導入したもので、部品確保義務期間が終了し、一度故障すると部品の供給もなく修理が困難となり、保守契約においても契約不可能の見込みとなっております。また、戸籍の検索や謄本等の発行まで長く時間がかかるようになってしまいました。仮に、システムがダウンした場合、その復旧に多くの時間を費やすことになるので、お客様に迷惑をおかけしないようにするため、今回、機械の更新と機器の保守のために補正をお願いするものでございます。

企画財政課長（高橋 薫君） 5項2目指定統計費ですが、経済センサスの委託金の内示がありまして、それに沿って報酬及び需用費を調整したものでございます。

幼児教育課長（草薙正子君） 3款2項4目児童福祉施設費ですが、13節保育業務委託料、これは広域入所児童の増加によるものです。現在15人入所しております。23節還付加算金と保育料返還金ですが、平成17年度の保育料に返還金が生じたので、それに伴うものです。

5目子育て支援費7節臨時指導員賃金ですが、放課後児童クラブの指導時間の増によるもので

す。11節から次のページの18節までは、仙南児童クラブが7月から金沢西根のコミュニティセンターで実施したいということで、その必要経費を補正するものです。以上です。

建設課長（鈴木 隆君） 4款1項4目11節需用費でございますが、これは六郷庁舎近隣の民家の火災によりまして地下水水位計が破損したため、修繕の補正をお願いするものでございます。

農政課長（照井智則君） 6款1項3目農業振興費の19節でございますけれども、新規需要米支援事業補助金ですが、国が新規需要米の追加申請を収穫前まで受け付けることを決定したのに伴い、新規需要米支援事業を新たに創設し、事業に取り組む農家を支援するため計上するものです。新たな飼料米の取り組みに対し、10アール5,000円、35ヘクタール175万円を計上するとともに、米の輸出など新規に米の販路拡大に取り組む農業法人等を対象に、販売経費の一部を助成するため45万円を計上したものでございます。

4目19節は、夢プラン応援事業の就農支援施設導入事業として、新たに菌床シイタケ用パイプハウス2棟及び資材の導入に対する補助金で、全額県の補助金となっております。

7目11節は、7月15日に堆肥センターの車両が堆肥運搬中に農家の浄化槽の一部を破損する事故の修繕に要する経費と、4月26日の強風により堆肥センター製品庫西側のシャッターが破損し、その修繕に要する経費です。浄化槽の修繕経費が24万4,000円、シャッターの修繕経費が41万円ですが、町が加入しております全国自治協会保険により、全額保険適用となります。

続きまして、2項林業費1目19節は、国の経済対策としてことし追加実施するもので、美しい森林づくり基盤整備交付金により、金沢東根字仏沢地区の町有林6.14ヘクタールのスギの間伐を実施するための経費で、国からの交付金として1ヘクタール当たり25万円の定額交付額を計上したものでございます。以上です。

商工観光交流課長（小林宏和君） 39ページをお願いします。

7款1項1目11節でございます。町で委嘱してございます、ふるさと大使が使用いたしますPR用名刺の印刷費を計上してございます。

続きまして、2目9節でございます。企業誘致活動に要する出張旅費を計上してございます。

同じく3目15節、これにつきましては4月10日、発生いたしました火災により被災した六郷庁舎前の観光看板の復旧工事費を計上してございます。以上でございます。

建築課長（鈴木 隆君） 8款3項1目19節の負担金ですが、これは横手市を会場に7月24日から開催される「第18回全国川サミット」の共催負担金の補助金をお願いするものでございます。以上です。

住民生活課長（高橋 潔君） 9款1項2目19節負担金でございますが、秋田県消防防災ヘリコプターの運行に係る負担金の増額をお願いするものでございます。退任する隊員と新規派遣隊員との給与差額が生じたためであります。

学務課長（辻 一志君） 10款1項2目事務局費の委託料でございますが、学校再編計画に伴う委託料で、22年度実施予定の中学校の教室等増築のための地質調査と設計委託料でございます。

次のページ、40ページをお願いいたします。

3項1目8節の報償費ですが、歳入でご説明しましたスポーツエキスパート活用事業による部活動指導者への講師謝礼でございます。

幼児教育課長（草薙正子君） 4項1目幼稚園費ですが、修繕料、これは遊具を修繕するものです。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 5項1目社会教育総務費につきましては、子どもの映画鑑賞普及事業にかかわる財源の組み替えでございます。

2目でございますが、昨年度末に実施しました千畑交流センター図書室の蔵書整理作業でございますが、未整理分が2,000冊ほどありますので、それらの整理のための事務補助員賃金でございます。

4目でございますが、町長の行政報告でも申し上げますが、埼玉県鳩ヶ谷市在住の日本画家でございます高橋清見氏より、絵画14作品の寄贈の申し込みを受けてございます。高橋氏には11月に予定されてございます町の日記念式典においていただきまして、感謝状とお礼の品を贈呈したいと考えてございます。8節はその品代、9節は寄贈にかかわる2回分の旅費でございます。12節は絵画の搬入経費ということで、町が負担したいと考えてございます。13節は仙南交流センターの耐震診断業務委託料でございます。

学務課長（辻 一志君） 6項3目の学校給食費の13節設計管理委託料ですが、現在、弁当方式をとっている北学校給食センターを食缶による給食とするための施設改修の設計委託料でございます。15節工事請負費ですが、南学校給食センターの蒸気管の腐食が進んでまいりましたので、蒸気管の配管取りかえ工事を行うものでございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第53号の説明が終わりました。

---

#### 議案第54号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第54号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算

第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(右谷康一君) それでは、議案第54号補正予算につきまして、説明いたします。

49ページをごらんになっていただきたいと思います。

1款1項1目1節でございます。医療給付費分現年課税分でございます。8,968万4,000円、減額いたします。これは、補正後の予算は3億4,969万円となり、当初と比較いたしますと20%引き下げる額となっております。同じく2節でございます。後期高齢者支援金分現年課税分でございます。372万8,000円減額いたします。この結果、1億2,490万円となります。これは当初に比較いたしますと3%引き下げた額となります。同じく3節、介護納付金分現年課税分でございます。895万3,000円減額いたします。これは、補正後の額は5,057万円となり、当初予算比較といたしますと15%引き下げる額となっております。

続きまして、2目退職者被保険者等国民健康保険税でございます。これにつきましては、新税率で計算した税額を計上してございます。

次、3款1項1目1節療養給付費等負担金の現年分でございます。これは、後期高齢者支援金並びに老人保健医療費拠出金等の負担する額もしくは精算の部分が決まりましたので、それに伴う補正となっております。

次のページ、ごらんになっていただきたいと思います。

3款2項1目1節普通調整交付金でございます。これも、先ほど同様後期高齢者支援金、老保の拠出金等が確定しましたので、それに伴う補正となっております。

2目1節介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございます。これにつきましては、介護保険の改定によりまして、介護従事者の処遇改善のために改定したわけでございますけれども、それに伴う保険料の上昇を抑制するための交付金でございます。

同じく3目1節出産育児一時金補助金でございます。これは、先ほど条例改正をお願いいたしました出産育児一時金にかかわる部分を4万、10件分補正したものでございます。

次は、4款1項1目療養給付費等交付金、現年度分でございます。これは、退職者医療費分の税で賄えない部分をここに補正してございます。

次、6款2項2目1節普通調整交付金でございます。これも、先ほど同様後期高齢者支援金、



老保の拠出金等が額確定いたしました。それに伴う県支出金を補正したものでございます。

10款1項2目1節その他繰越金でございます。これは、前年度繰越金を1億1,000万円補正してございます。

11款3項5目1節一般被保険者指定公費でございます。この部分につきましては、70歳、74歳につきましては制度上は2割負担となっております。実質は、被保険者の皆さんは1割負担窓口で済んでございます。その差額1割分をここに補正してございます。

同じく8目1節老人保健拠出金還付金でございます。これは、老人保健拠出金精算分が確定しましたので、その部分を補正してございます。

歳入につきましては、以上でございます。

52ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13節委託料でございます。これは、レセプトが電算処理されることになりまして、その電算保守委託料を計上してございます。同じく18節備品購入につきましては、電算処理になりますので、そのパソコンとプリンターを買いきたいということで、備品購入費計上してございます。

次、2款2項2目でございます。これは、財源内訳を変更するものでございます。

同じく、2款4項1目19節負担金でございます。これは、改正をお願いしてあります出産育児一時金の10件を補正したものでございます。

3款1項1目高齢者支援でございます。19節負担金でございます。額が確定になりまして、不足分として3,586万1,000円を補正したものでございます。

次、4款1項1目前期高齢者納付金19節負担金でございますけれども、これも額確定に伴い補正したものでございます。

5款1項1目老人保健医療費拠出金19節負担金の補正でございますけれども、これも精算部分還付になりますということで、この減額補正となっております。

次、6款1項1目介護納付金、これにつきましては、財源内訳を変更するものでございます。

8款2項1目保健衛生普及費、需用費でございます。これは、医療費適正化対策として消耗品、ジェネリック希望カードを購入し、被保険者に配布いたしたいと考えてございます。

今回の補正は、額が確定いたしました老人保健医療費拠出金、もしくはその精算と後期高齢者支援金等を計上いたしまして、なおかつさらに前年度繰越金1億1,000万円を税に充当する補正となっております。

平成18年度以来の税率税額を引き上げる改正に裏づけされた補正となっております。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第54号の説明が終わりました。

---

#### 議案 55号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第55号 美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第55号 農業集落排水事業特別会計補正について、ご説明いたします。

初めに、62ページ、歳出をお願いいたします。

1款2項1目施設管理費の13節委託料及び15節の工事費でございますが、これは野荒町農業集落排水の排水本管が宅地の一部に埋設されておりまして、土地の所有者が住宅の建築を計画しているため、埋設管を移設する工事費及び登記委託料の補正をお願いするものでございます。

次に、61ページ、歳入をお願いいたします。

4款2項1目1節ですが、これらの財源とするため基金から繰り入れるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第55号の説明が終わりました。

---

#### 散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時58分）